

# **第2期新温泉町教育振興基本計画**

平成29年3月

**新温泉町**

# 目 次

## 第1部 基本計画の策定にあたって

- I 策定の趣旨
- II 計画の期間及び運用

## 第2部 教育をめぐる現状と課題

- I 社会情勢と教育環境の変化
  - 1 社会の流動化、グローバル化と高度情報化の進展
  - 2 少子高齢化と家庭、地域社会
  - 3 人権問題の多様化と特別支援教育
  - 4 環境問題と危機管理
- II 本町における教育の成果と課題
  - 1 「確かな学力」の育成
  - 2 心の教育の充実と体験活動の展開
  - 3 幼児期からの一貫した教育の推進
  - 4 安全確保と危機管理体制
- III これからの教育のあり方
  - 1 成熟社会への教育の変遷
  - 2 次期学習指導要領改訂への動き

## 第3部 本町がめざす教育

- I 基本理念とめざす子ども像
  - 1 基本理念
  - 2 めざす子ども像
  - 3 教育行政・学校園・家庭・地域、その責任と役割
  - 4 指導の重点
- II 教育の重点課題と施策
  - 1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進
    - (1)幼児期の教育
    - (2)学習指導
    - (3)学級経営

- (4)情報教育
- (5)キャリア教育・進路指導
- (6)道徳教育
- (7)人権教育
- (8)伝統と文化に関する教育
- (9)体育・スポーツ活動
- (10)食育をはじめとした健康教育・安全教育
- (11)特別支援教育

2 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進

- (1)体験活動
- (2)環境教育
- (3)防災教育
- (4)多文化共生、国際化に対応した教育

3 子どもたちの学びを支える学校園・家庭・地域の連携の強化

- (1)家庭と地域の教育力と開かれた学校園づくり
- (2)幼・小・中学校の連携と高等学校支援

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校園づくりの推進

- (1)教職員の協働体制
- (2)教職員としての資質と実践的指導力
- (3)学校安全と危機管理体制
- (4)園児・児童生徒理解に基づく生徒指導

5 だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進

- (1)社会教育の基盤づくり
- (2)学習活動の支援と成果を社会に生かす仕組みの構築
- (3)生涯にわたるスポーツ活動
- (4)文化財の保護・活用

# 第1部 基本計画の策定にあたって

## I 策定の趣旨

平成17年10月に温泉町・浜坂町が合併して「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」のスローガンのもと新温泉町として新しい歩みを始めた。平成19年3月には、このスローガンを継承した町政の総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針である「新温泉町総合計画」を、10年間を計画期間として策定し、各種施策、事業の展開を図ってきたところである。

平成27年10月に合併10周年を迎えた。平成28年12月には、これまでの歩みを振り返るとともに新たな10年に向けての第2次新温泉町総合計画が策定された。時を同じくして本町の教育振興基本計画も満了となり、この度、平成24年度からの5年間の取組の成果と課題をふまえ、新しい総合計画との整合性を図りつつ本町の教育の基本計画を策定するものである。第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」は平成26年度から平成30年度までであり、折り返し地点を過ぎたところにある。この取組と歩調を合わせて、さらに本町の教育の充実を図っていく。

本町は「豊かな人間関係づくり」を教育の基調としてきた。他者との出会いや人との関係の中で、人は成長し、新しい世界を拓いていく。生きることはモノ・コトとの出会いであり、そこには必ず人が介在し、人間関係の力が人を育てる。教育資源の源は人である。そして、人間は主体的な生き物であり、自ら考え、生き方を選択し、行動し、学び続ける。

本町では、伝統文化を継承し、特色ある、地域に根ざした豊かな教育の実践と創造に取り組んできた。海、山、川、温泉と、豊かな自然に恵まれ、文化の香り高い風土の中で、各学校園では自然とのふれあいや伝統文化を生かした体験活動や地域学習等を大切にし、その実践に努めてきた。また、県下全域で行われる小学校の「環境体験事業」「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」などの体験活動や、小学校区や集落を単位とする子ども会や青少年育成推進協議会、そしてそれらの連合としての活動、校区単位のスポーツクラブ21の活動、地区公民館制導入による公民館活動の新たな展開など、学校園・地域社会の連携と協働を積み上げている現状にある。また、各学校園への支援ボランティアや外部ティーチャーの招聘、移動図書館の充実や読み聞かせボランティアの精力的な活動など、地域ぐるみの子育ての環境が充実してきている。

一方、合併からの10年は少子高齢化が急激に進行し、総人口減はほぼ1.5割に達し、児童生徒数の減少が顕著であり、それぞれの地域における子どもを取り巻く環境の変化により、町づくり、地域づくりの観点からの取組や対応が課題になってきている。

また、町の合併後直ちに人権啓発推進条例を制定し、人権を尊重した差別のない町づくりに向けた学習や啓発活動を人権尊重強調月間をはじめとしてあらゆる機会を通じて展開している。高齢者大学「宇都野学園」、「とちのみ学園」の講座を核にした生涯学習の基盤をもとに、多様な学習機会の提供や、学習の成果を生かす取組の拡充など、一層の家庭・学校園・地域の連携が重要になって

きている。

平成 27 年度に子ども・子育て支援制度が新制度としてスタートし、就労等で「保育に欠ける」ことが入所条件であったものが「保育を必要とする」子どもをすべて受け入れる体制となり、「認定こども園」も新しい顔になりつつある。全国的に問題となっている待機児童については、町内の 4 園（公立 3、私立 1）で対応できている現状にあり、子育てのニーズに応える園経営とともに子育て支援事業の充実を図っていくため、5 年間を見通した「新温泉町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、中期的な計画のもとに進めているところである。

各学校園では、命と人権を大切にする教育・保育の推進を基盤に、一人ひとりの子どもたちの健全やかな成長を促し、確かな学力の向上のため、少人数指導や同室複数指導等の充実とともに、特別な支援を要する園児・児童生徒への指導・支援の体制づくりを積極的に進め、指導力の向上や授業改善に向けた研修に努め、関係専門機関とのネットワークづくりを充実し、その連携を深めている。また、幼・小・中学校、さらに高等学校との連携も進めており、平成 27 年度に開校した出石特別支援学校みかた校との交流など、地域における学校園の幅広い連携がますます重要になってきている。

この度、これまでの新温泉町の教育の成果と課題をふまえ、教育の一層の充実を図るため、中期的な取組の考え方や具体的な施策を示す基本的な計画をここに策定する。

計画策定にあたっては、「第 2 期教育振興基本計画」（文部科学省 H25.6）、第 2 期「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育委員会 H26.3）を参酌し、幼児教育から小・中学校・高等学校教育、社会教育、生涯教育や家庭教育まで、教育全般を視野に収めた全体的な計画とすることを念頭に置く。

なお、この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく本町の教育施策の基本的な計画である。

## Ⅱ 計画の期間及び運用

本計画の対象期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。

この間に本町が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校園、教育関係機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、今後、これらに沿って具体的施策を進めていく。

計画の進捗状況及び成果と課題については、計画期間中においても、その成果を評価・検証し、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととする。

## 第2部 教育をめぐる現状と課題

### I 社会情勢と教育環境の変化

#### 1 社会の流動化、グローバル化と高度情報化の進展

戦後の復興から高度成長経済へと社会的進展を遂げてきたわが国は、1990年代のバブル崩壊以降、停滞した経済状況に瀕する一方、グローバル化や高度情報化が急速に進み、さまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、かつて経験したことがない複雑で先行きが見えない状況が続いている。こうした中であって、少子高齢化、価値の多様化が進行し、さまざまな面で歪みを生み、その克服が社会的、全国的な課題となっている。

社会の成熟化とともに家族形態や就労形態など生活スタイルも大きく変わり、価値の多様化が進む中で、伝統文化をはじめ、生活の中で培ってきた日本の文化に対する理解や関心が薄らいできており、家庭や地域の教育力の低下、朝食を摂らないなどの食習慣をはじめとした生活習慣の乱れ、子どもたちの規範意識や学ぶ意欲、体力・運動能力の低下などへの影響も指摘されている。

また、非正規雇用の増加や就労形態の多様化による社会的経済的格差への影響や、就学支援を要する子どもの増加、「貧困連鎖」の問題など、子どもたちが置かれている家庭状況の変化とともに、依然として児童虐待などが絶えない今日である。

このような中で、社会を構成する個人としての責任を自覚し、公共の精神をもって主体的に行動する力や、社会的自立に向けた望ましい勤労観、職業観を育むことなどが課題となっている。

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、生活環境に大きな変革をもたらし、生活の利便性のみならず、だれもが容易に必要な情報を入手し、発信することを可能にした。一方、子どもたちの携帯電話などの利用の増加に伴い、メールやインターネットを利用する機会が増え、大人の知らないところで、心身の健やかな成長を阻害する内容の情報にさらされ、トラブルに巻き込まれる危険性が增大している。

このような状況のもと、大人がネット社会についてしっかり理解するとともに、子どもに情報を適切に活用するために必要な基礎的知識や技術を身に付けさせるなど、人権尊重の視点を踏まえた情報モラルや情報リテラシーの向上を図り、高度情報化社会に主体的に対応できる力を育成することも課題となっている。

国際社会のグローバル化の動きは、経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動など日常生活のさまざまな面に及んでいる。県内では10万人を超える外国人県民が在住し、外国人児童生徒や帰国児童生徒のみならず、すべての子どもたちにグローバル社会に生きるために必要な資質を身に付けさせることが課題となっている。また、国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせることや、民族や国籍を異にする人々が互いに自他の文化や習慣を尊重し、共に生きる心を育むことが課題となっている。「21世紀は人権の時代」といわれてきたように、この変革の時代、まさに「共生社会」の実現が大きな課題である。

## 2 少子高齢化と家庭、地域社会

少子高齢化の進行により、小学校の極小規模化が進む中で、合併後、教育環境の整備の観点から温泉地域の小学校5校（温泉小学校、春來小学校、熊谷小学校、八田小学校、奥八田小学校）を再編して温泉小学校となり、現在、町内6小学校、2中学校で運営している。しかし、再編後も少子化が進み、新温泉町の出生数は数年前から100人を下回り、80人に届かない状況にある。浜坂北小学校は学年2学級編制で30人以下の学級人数になっているが、他の学校はすべて単学級で、温泉小学校以外は各学年10人前後の児童数まで減少している。一方、児童数の減少により単学級編制となった温泉小学校は35人を超える学級が高学年にあるなど、少子化が学級規模の二極化を進行させるという過渡的な状況にある。中学校は浜坂中学校が学年3学級編制から全学年が2学級に減少し、2校とも学年2学級の編制であるが、今後5、6年の間に夢が丘中学校は全ての学年が単学級に移行していく見込みである。

加加速度的に少子化が進んでいく中における教育のあり方については、小規模校、少人数学級の良さを生かした授業や教育活動の特色ある取組を積極的に進めるとともに、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の一層の充実が重要である。同時に地域に学び、地域の教育力を活用した、地域に根ざした教育活動の継承と新しい展開に期待するところである。

本町のみならず日本の平均寿命は伸び続け、高齢者の全人口に占める割合は急速に増加している。我が国の人口は40年後には9,000万人を割り、65歳以上の高齢者が約4割に上ると予想されているが、本町ではすでに平成27年の総人口は14,819人に対し、65歳以上の人口比率は36.9パーセントになり、総人口の3分の1を上回るに至った。人口増減率から行ったシミュレーションでは、29年後の平成57年(2045年)には5割近くが65歳以上という推計結果が出ている。それに比して0～14歳人口比率はほとんど変わらないが、総人口は半減するとしている。ここ5年間で毎年100～150人の社会減が続いており、このまま推移していくと、平成72年(2060年)には平成22年の16,004人から5,686人への人口減少が推測される（社人研推計）。現在、15～49歳の女性人口の減少、男女ともに35歳以上の未婚率の上昇、雇用情勢の厳しさなどの背景もあり、人口減少に歯止めをかける有効な施策が求められている。若い世代の希望をかなえる雇用・就労環境の確保、地域産業の活性化や観光・交流による賑わいの創出、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て環境の充実、子育て世代、若者を中心とした移住・定住の促進など、地方創生の総合的な取組を推し進めることが重要になっている。

こうした今日の状況の中、地域に根づく社会教育事業や地域コミュニティの持つ役割は大きく、子どもたちの地域活動への参加の機会や世代間の交流の機会を増やすこと、子どもたちの縦のつながりや横のつながりが強まるような取組の推進が求められている。社会教育団体や青少年団体、地域の人々が主体となって地域で展開する教育活動の充実強化や、学校教育との連携、家庭の教育力の向上などが核心的な課題である。

また、本町でも核家族化は進みつつあり、高齢者の独居世帯も増えているが、異世代同居は比較的が多い現状にあり、都市部に比べて家庭・地域内で高齢者に接する機会は比較的が多い。伝統的行事や伝統文化の継承の担い手であった高齢者は子どもたちの成長にとって有形無形にかけがえの

ない存在であり、とりわけ地域における高齢者との触れ合い、交流は重視したいところである。こうした交流は、生きた地域の歴史や文化、生活習慣、そして生活そのものが育んだ知恵などを学ぶ機会となり、人格形成に必要な人間の尊厳や生命の尊さについての実感の醸成や倫理観の形成など、生き方を考えさせる優れた土壌である。少子化と社会環境の激しい変化の中だからこそ、子どもたちにくぐらせたい貴重な体験、学びであるとする。

このように、子どもたち的高齢者をはじめとした地域の方々との交流、学びの場づくりは、学校・地域・家庭をつなぐ大きな役割を担うとともに、地域コミュニティの再生・構築の原動力となるものである。

### 3 人権問題の多様化と特別支援教育

近年、経済、文化をはじめあらゆる分野で交流や活動が国境を越えて展開されており、高度情報化とグローバル化が進む中であって、子どもを取り巻く人権課題も複雑かつ多様化してきている。児童虐待やDV、ネットいじめの問題等、子どもの人権を脅かす人権問題が多発し、大きな社会問題になっている。こうした課題に対しては、学校園・家庭、関係機関等が密接に連携し対応していくことが重要である。同時にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の有効な活用を図り、校園内相談体制を充実し、人間的なふれあいに基づく生徒指導を推進することが求められている。また、新温泉町人権啓発推進条例に基づき、町人権啓発推進委員会と提携した幅広い啓発活動を組織的に進めることが重要である。

そのため、学校園では、情報教育、多文化共生教育、特別支援教育、男女共生教育等の教育課題への対応を図るための条件整備と、人権尊重を基盤にした共生の心を育てる取組、個々の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援などが求められている。

特別支援教育は、平成 19 年 4 月より学校教育法に位置づけられ、すべての学校園において、特別な支援を必要とする子どもの支援体制を整備することが義務づけられた。特別支援学級に在籍する子どもだけでなく、通常学級に在籍する軽度発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群等）の子どもについても、個別の教育支援計画を作成し、「きめ細かな指導」「個に応じた指導」「発達段階と特性に応じた指導」に努め、通級指導も充実し、就労に至るまでの継続した個別の支援計画（サポートファイル）の活用も進めてきた。さらに平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行された。これは、「障害を理由とした不当な差別的扱いの禁止」と、「障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮しなければならない」とするもので、学校園における指導・支援に関わる合理的配慮について十分な共通理解の上にチームとして進めていくことが求められている。併せて、施設設備の整備等、環境改善に努めることも現実的な課題となっている。

各学校園においては、校園内支援委員会、ケース会議等で支援が必要な園児・児童生徒について共通理解を図り、連携を密にした指導体制づくりに努めてきた。また、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校園内の指導の連携や保護者、関係課、関係専門機関との連絡調整にも努め、特別支援学校や教育事務所専門指導員、医療機関等の指導、助言も受けながら、実践的指導力の向上



を図ってきた。今後は、さらに指導・支援のネットワーク化を進め、幼児期からの継続した支援体制を充実することが重要である。

また、国際化への対応については、小学校の外国語活動や、新しく創設したALTを活用した認定こども園での「えいごあそびをしよう」などの取組を通して一層の国際理解、多文化共生教育の充実を図っていく必要がある。長年にわたって取り組んできた中学生のNZ海外研修、ホームステイ受け入れによる交流など、町の関係課や国際交流協会との連携を図りながら、多様な機会をとらえて進めていくことも重要である。

#### 4 環境問題と危機管理

経済発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は、一方で地球規模での環境破壊をもたらしている。日本でも長期的に平均気温が上昇しており、35℃を越える夏も珍しくなくなりつつある。一方、異常気象による未曾有の集中豪雨が各地で発生し、甚大な被害を受けることも頻発し、防災教育の充実とともに、環境についての理解を深め、自然と触れ合い、環境と共生する、生命を大切にすることを育む取組は重要である。また、環境保全の取組とともに、自然の営みに支えられてある日常生活に目を向けるとともに、将来的なエネルギー問題や食糧供給の問題など地球環境に対する課題への理解を進めることも求められている。

阪神・淡路大震災からの復旧・復興と震災からの教訓をもとに新しい兵庫づくりが進められている中、東日本大震災が発生し、歴史上かつてない甚大な被害と多くの犠牲者を出した。自然災害に対する新たな危機管理のあり方が改めて問われ、防災体制の再構築への取組が進められている。こうした中であって熊本大地震が発生し、また、鳥取中部地震が発生するなど、災害はいつでもどこでも起こり得るものであるということを再認識した。日常生活における防災意識の向上や具体的な対応・避難など、「自助・共助・公助」の精神に基づく学校園、地域の体制づくりをさらに進めていくことが求められている。

自然災害のみならず、火災や犯罪などの対策について、行政はもちろんのこと、町民・地域が一体となり元気で安全・安心なまちづくりへの連携した取組の充実強化とともに、防災教育の新たな展開と安全教育の充実が求められている。

## Ⅱ 本町における教育の成果と課題

### 1 「確かな学力」の育成

社会の状況が大きく変化し、教育を取り巻く環境も大きく変わる中で、平成18年、教育基本法の約60年ぶりの改正を受け、平成19年度には小・中学校の学習指導要領が改訂された。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から新教育課程の完全実施となり現在に至っている。新学習指導要領のもと、このような現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念を柱に、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力の育成を重視してきた。

本町では、県の教育行政と連携しつつ、基礎・基本の確実な定着や個に応じたきめ細やかな指導

の充実など、確かな学力の育成に努めてきた。小学校1～4年生における35人学級編制や小学校5・6年生における少人数指導学習集団、教科担任制を組み合わせた兵庫型教科担任制など、「新学習システム」の活用を図り、授業力の向上とともに個に応じたきめ細やかな指導を充実してきた。また、読み・書き・計算等の反復学習により基礎学力や学習習慣の定着を図る「学習タイム」の充実や、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、思考力・表現力など「活用する力」の育成にも努めてきた。「文ちゃんのお話ポケット」「紙ふうせん」などのボランティアの支援も受けた「朝読書」（読書タイム）や「読み聞かせ」や移動図書館の活用等、読書習慣の確立や読書力の育成、読書意欲の向上を図ってきた。

確かな学力の育成には、その基盤として基本的な生活習慣の確立が重要である。本町では「あいさつ・そうじ・あとしまつ」を学校園はもとより、家庭・地域をあげての取組として定着してきている。また、幼小中連携推進委員会の取組の中で、「家庭生活の6つのやくそく」（認定こども園）「家庭学習の6つのやくそく」（小中学校）を家庭との連携により進めてきた。全校園の定期的なアンケート調査では「朝ごはん」をきちんと食べている子がほとんどであり、「早起きをする」「時間を決めて家庭学習をする」「テレビを見ずに勉強する」「明日の授業の準備をする」などは大方の子どもたちに定着してきている。また、小中学生の家庭学習時間が全体に増えてきていることは、この取組の成果として確認できることである。「家庭学習の手引き」を活用した自主的・主体的な学習が定着しつつあることも傾向として窺えることである。反面、「箸の持ち方に気をつけているか」「子どもは絵本に親しんだか」（認定こども園）、「背筋を伸ばして勉強したか」「自分の机の上を整理整頓したか」については、家庭によりかなりのばらつきがあり課題である。

また、日本を含めた7ヶ国の満13歳～29歳の若者を対象とした調査（内閣府、平成25年度）では、日本は依然として「自己肯定感情」が低いことが顕著であり、諸外国に比べて「うまくいくかわからないことに対し意欲的に取り組む」という意識が低く、「つまらない、やる気が出ないと感じたこと」「悲しい、ゆううつだと感じたこと」の割合がぬきんでて高いことは、注視しなければならない。このことに関連して、「学校生活に満足しているか」については、満足度は相対的にやや低い結果となっている。

このような全国的な傾向に対して、本町ではほとんどの児童・生徒が「学校に行くのは楽しい」と感じており、友だち同士の話し合い活動や共同の取組などに満足感や達成感を持っていることが窺え、「自分には良いところがある」と思っている児童・生徒は多い。地域や社会で起こっている問題や出来事にはやや関心が薄いのが、地域の行事には多くの幼児・児童・生徒が参加している。（全国学力・学習状況調査）「自己肯定感情」が高く、「学校に行くのが楽しい」と答える児童・生徒が圧倒的に多いことは、「確かな学力の育成」の基盤として最も重要視したいことである。

このようなことを踏まえ、家庭・地域と連携した地域に根ざした教育の推進による「ふるさと意識」の醸成、さらには指導法の工夫改善や授業づくりの研修の充実を図っていくことは重要である。「活用する力」の育成を柱とした授業づくりや「ことばの力」の向上、コミュニケーション能力の育成にむけた教育内容の検討や実践は、各校園の課題である。

## 2 心の教育の充実と体験活動の展開

阪神淡路大震災から命を大切にす心、苦境に負けず精いっぱい生きることの尊さ等を学び、「心の教育」を推進してきた。大震災後、平成9年6月に起きた神戸市須磨区の児童殺傷事件は、現代の子どもたちが置かれている状況をどうとらえ、子どもの成長をどう図っていくのかという課題を突きつけ、平成9年8月に「心の教育緊急会議」が設置され、10月には「生と死を考え、生命の大切さを学ぶ教育」「家庭における基本的な生活習慣や倫理観等の育成」「心の教育の充実に向けた教育システムの在り方」についての提言を得た。この提言を踏まえ、子どもたちの内面に自己肯定感や成就感、さらには規範意識などを育むことをねらいとして、全国に先駆けて県下をあげて小学5年生の「自然学校」、中学2年生の「トライやる・ウィーク」の実施、さらに小学3年生の環境体験事業、中学1年生の青少年芸術体験事業（わくわくオーケストラ教室）、高校生のふるさと貢献事業（トライやる・ワーク）や就業体験事業（インターンシップ推進プラン）等、発達段階に応じた体験活動を展開してきた。また、心の教育総合センターが中心となり『命の大切さ』を実感させる教育プログラムが策定され、実践事例も示されるなど、実践に活用できる資料も身近なものになり、生命を大切に、人権を尊重するなど、豊かな心を培う教育の推進を図ってきた。

これらの体験活動は、児童生徒の発達段階に応じて体系的に実施するもので、兵庫型「体験教育」として地域に馴染み定着した取組となっている。生命の営みの不思議さや自然への畏敬の念、連帯感や社会的自立、自尊感情、勤労観、職業観などを育む貴重な学びの場である。

今後は、これまでの取組を通じて醸成された教育への「参画と協働」の気運を、体験活動をはじめとした子どもたちの豊かな教育活動の展開につなげるよう、引き続き、地域全体で学校園を支え、相互に連携する体制を充実していくことが求められている。さらに、山陰海岸ジオパーク活動や地域の歴史や自然、地域の先人から学ぶ学習など、幅広く地域に根ざした教育の推進に力を注いでいく必要がある。

また、道徳教育については、郷土ゆかりの人物を取り上げ、生き方を考えさせる「兵庫版道徳教育副読本」（平成22年度）や「私たちの道徳」を活用し、道徳の時間の授業公開、研修会の実施、参加を通して授業力の向上を図ってきた。今後は、学習指導要領で重点化を図る内容として示された生命の大切さや規範意識を身に付けさせるとともに、教育基本法の趣旨を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度等を養うことが求められている。同時に、人権教育については、人権教育基本方針に基づき、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育てるため、発達段階に応じた人権学習を進めてきたところである。近年、インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題に直面しており、これらを含めた学習を教育活動全体を通して総合的に推進していく必要がある。また、人権啓発推進条例制定の町として、人権啓発活動、人権教育推進に努めてきたところであるが、8月の「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」強化月間をはじめ、年間を通した「人権セミナー」や「各地区人権学習会」、「人権を考えるつどい」など、多くの住民参加によるさまざまな学習機会の提供については今後も充実を図っていく必要がある。

### 3 幼児期からの一貫した教育の推進

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、認定こども園は、様々な体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に大きな役割を果たしてきた。また、子育て支援センターも「親と子の育ちの場」としての役割も担っており、そのための育児や子育て相談の支援を引き続き行っていくことが求められている。

保育園・幼稚園の双方の持つ良さが生かされる施設として期待される認定こども園は、制度改変への紆余曲折を経て、平成 27 年度に子ども・子育て支援制度が新制度としてスタートした。この中で保育料の負担軽減を図る等、国の一定の方向が打ち出され、本町も子育て環境の整備に向け平成 27 年 3 月に 5 ヶ年を見通した「新温泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化や多様なニーズに対応した教育・保育のあり方を検討してきた。保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した延長保育や一時預かり、そして放課後児童クラブの預かり時間の延長も実施してきた。今後も入園が増える未満児の受入れへの対応や病児病後保育の導入などニーズに応じた体制づくりとともに、施設改修など環境整備が求められている。

発達年齢に応じた一貫した教育・保育を重視し、小1プロブレムや中1ギャップの克服などをテーマとして幼児教育と小・中学校教育との連携を図ってきた。「幼・小・中連携推進委員会」を組織し、学びの連続性を踏まえ、見通しをもった創意ある教育課程の編成や指導法の改善に努め、校種を越えた教職員の実践交流を進め、基本的な生活習慣の定着と、共通の基本的な学習規律の徹底や家庭学習（生活）の約束（「6つのやくそく」）の実践など、幼・小・中学校の指導の連携を深めてきた。小学校への中学校教員による「出前授業」や小中学校への体験入学、「5・5交流」（5歳児と5年生の交流）など相互乗り入れによる交流、スムーズな接続を図る公開保育や幼・小職員合同研修の実施など特色ある取組として大切にしてきた。今後はさらに取組の成果を踏まえつつ、連続性に配慮した指導内容や指導方法の研究開発も進めていく必要がある。

また、これまでの高等学校との連携についても、魅力ある地域の高校づくりに向け交流事業や推進委員会など幅広い連携協力体制を図っていくことも重要である。

### 4 安全確保と危機管理体制

東日本大震災からの復旧・復興と今後構築していく防災教育は、国・県・町の防災体制づくりとシステムの構築に連動した学校園の防災体制を確立していくとともに、命の尊さや人と人との助け合う心、絆の大切さなど、人権教育の推進を基盤にした共生社会を実現していく教育として充実を図っていく必要がある。

阪神・淡路大震災からの教育復興の兵庫の取組は、平成 12 年に「震災・学校支援チーム（EARTH）」を誕生させ、日本内外の台風、水害、地震、大津波等、多くの被災地に派遣され、東日本大震災や鳥取中部地震にも出向き、経験を生かした支援活動に活躍してきた。被災した園児・児童生徒の心のケアをはじめとして避難所となった学校の支援等や、地域と連携した防災訓練におけ

る助言者や県内外の防災教育の講師を務めてきた。こうした中で助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、命の大切さを学ぶことを通して人としての在り方生き方を考えさせる「兵庫の防災教育」の先導的役割を果たしてきた。これらの経験を、これからの防災教育の充実にさらに生かしていくことが求められる。

今後は、県段階における取組の成果や震災からの復旧・復興にむけたさまざまな取組から学び、地域と連携した学校園の危機対応マニュアルや避難所運営マニュアル、さらに不審者対応マニュアルなどの改善を計画的に着実に進めていくことが重要である。

### Ⅲ これからの教育のあり方

#### 1 成熟社会への教育の変遷

今後の教育のあり方を考えるとき、ここ 20 数年来、特に社会状況の変化は激しく、これに対応した教育の変遷を振り返ってみる必要がある。敗戦後の教育改革から約 60 年ぶりの教育基本法改正は歴史的にも大きな節目であり、新教育基本法を踏まえた中央教育審議会等での議論は、今後の教育の在り方や担うべき教育の役割を考える上で多くの問題を提起している。戦後の廃墟から立ち上がり、高度経済成長を成し遂げつつあった昭和 40 年代後半に至って、教育の動向に疑問符が突きつけられる状況が生まれてきた。戦後の復興の象徴ともいえる東京オリンピックから 10 数年後の、「追いつけ、追い越せ」の、一見華やかな時代の到来であった。以後簡単に足取りをたどってみる。

##### 【昭和 50 年代】

昭和 43 年の学習指導要領の改訂（中学校は 44 年）は、高度経済成長の要請を受けた形で科学技術教育の拡充等に対応したものであったが、その後、教育内容の増加・過密化により、「詰め込み教育」、「落ちこぼれ」など、知識偏重教育への批判的な声も高まる中、様々な問題が顕在化するようになった。「受験地獄」、「三無主義」「五無主義」などと子どもたちの内面的な荒廃が問題視されるようになったのは、この時期である。こうした状況から昭和 52 年に学習指導要領が改訂され、「ゆとり教育」へと転換していく

##### 【昭和 60 年代から平成へ】

「ゆとり」重視の流れは、昭和 59 年から昭和 62 年まで中曽根内閣の下で設置された臨時教育審議会に受け継がれ、教育内容の精選、選択教科の拡大、教科の総合化などが打ち出されることになる。

昭和 62 年 12 月、教育課程審議会は、「これからの学校教育は、生涯学習の基礎を培うものとして、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する必要がある」とし、「知識・理解」に偏重するのではなく、学習の過程で修得する「関心・意欲・態度」や「思考・判断・表現」に価値を認めようとする「新しい学力観」を提起した。これを受け、児童の具体的活動や体験を重視する観点から、小学校低学年の理科・社会を廃止し「生活科」に合科することなどを内容として、平成元年 3 月、学習指導要領の改訂がなされた。この時、標準授業時間・教科内容が 1 割

削減となり、平成4年には月1回、平成7年には月2回の学校週5日制が実施されることとなり、「ゆとり」へとさらに傾斜していく。

平成8年7月の中央教育審議会答申は、「今後における教育の在り方として、『ゆとり』の中で、子供たちに『生きる力』をはぐくんでいくことが基本」とした上で、「生きる力」を「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」と定義した。そして、従来の「精選」から「厳選」へと一層の教育内容の削減を求めている。

#### 【平成10年代】

平成10年7月の教育課程審議会答申では「完全学校週5日制の導入を契機に、教育は学校のみで完結するのではなく、学校教育では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要」とし、教育内容を「その後の学習や生活に必要な最小限の基礎的・基本的内容に徹底的に厳選する」とした。さらにこれを「単なる完全学校週5日制に対応するためのもの」ととどまらないとし、学力を「単なる知識の量と捉えるのではなく、自ら学び自ら考えるなどの『生きる力』を身に付けているかどうかによって捉えるべきである」と明記し、いわゆる「ゆとり教育」が本格化していく。

これを受けた学習指導要領改訂による教育課程の完全実施は、完全学校週5日制が導入された平成14年度からであり、「ゆとり教育」を象徴するものとして、「総合的な学習の時間」が創設された。これは、教科書を使用せず、教科の垣根を越え、国際理解、環境、情報、福祉、防災などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じて、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を行うものとして、知識偏重から脱した具体的な施策として画期的なものであった。

しかし、こうした動きの一方、教育内容削減への懸念の声はますます大きくなり、「学力危機」、「分数ができない大学生」、「学力崩壊」などといった「学力低下論争」が展開されるようになった。世論の関心も高まる中、平成13年の学習到達度調査（PISA2000）の結果により、日本は家庭学習の時間が参加国中最低であることや読解力が平均並みであることなどが火に油を注ぐことになった。こうした状況を受け、平成14年1月、当時の遠山文科相は、緊急アピール「学びのすすめ」を発表。初めて「確かな学力」という表現を用いて、学習指導要領は最低基準であると明言した上で、発展的学習や学習習慣の確立等を強調し、基礎基本の確実な定着と自ら学び考える力の育成を主眼とするものとして、学習指導要領のねらいを改めて強く訴えるものであった。学力低下を懸念する世論が収束しない中、「ゆとりの中で確かな学力を」という文脈の中で、学習指導要領実施1年後の平成15年5月には、中央教育審議会に教育課程及び指導の充実等について諮問し、10月に答申を受け、12月には早くも学習指導要領の一部改正に踏み切ることになる。学習指導要領の基準性を明確化し、学習指導要領に明示していない内容を教えることの奨励や、習熟度別指導、標準授業時数を上回る授業時間の確保など、事実上の学力重視への軌道修正が行われた。

この後、平成16年12月のPISA2003の結果の公表や国際学力調査等の結果から、我が国の子

どもたちは諸外国に比べて学習意欲や学校外での学習時間が低く、深刻な学習離れ、学習意欲の低下が課題とされ、「読解力」の順位が大きく下がり、国語の記述式問題の正答率の低下傾向、習熟度の低い層の増加、学力格差の拡大など、客観的データが突きつける課題への現実的対応が迫られる状況が以後、現在まで続いている。

こうして平成 17 年 4 月から中央教育審議会の審議が開始され、平成 18 年 12 月に約 60 年ぶりの教育基本法の改正があり、それを受けて平成 19 年 6 月には学校教育法の一部改正と続き、平成 20 年 1 月には中央教育審議会答申がなされ、同年 3 月 28 日には幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領が告示された。さらに新教育基本法に基づく国の初めての教育振興基本計画が平成 20 年 7 月に策定されるなど、教育を取り巻く環境が大きく変わった。この一連の動きの中で平成 19 年から全国学力・学習状況調査が実施され、継続して今日に至っている。

## 2 次期学習指導要領改訂への動き

町教育振興基本計画を策定した平成 23 年度は、改訂された小学校学習指導要領の全面実施の年度であり、その翌年度には中学校学習指導要領の全面実施と続き、およそ 10 年を一区切りに学習指導要領の改訂があるとすれば現在すでに折り返し点を過ぎている。国レベルでは、平成 25 年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」(文科省)が策定され、中央教育審議会では現在、次期学習指導要領改訂を睨んだ議論が行われている。

新学習指導要領実施から 5 年、少し振り返って、「ゆとり教育」が見直された現行の学習指導要領の基本的な考え方を確認したい。

①改正教育基本法(平成 18 年 12 月)を踏まえた改訂、②「生きる力」という理念の共有・継承、③基礎的・基本的な知識・技能の習得、④思考力・判断力・表現力等の育成、⑤確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、⑥学習意欲の向上や学習習慣の確立、⑦豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実、の 7 点を柱としており、各教科等の内容に要請している主要なポイントとして「言語活動の充実」「理数教育の充実」「道徳教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」などがある。このことに関連して、「総合的な学習の時間」の削減や小学校高学年への「外国語活動」の新設がある。

そして、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が平成 26 年 11 月から始まっており、平成 28 年度中には中央教育審議会としての答申が出される予定で、現在、まとめの段階にある。因みに平成 32 年度から小学校、平成 33 年度から中学校の全面実施の予定になっている。

現行の学習指導要領をもとに、新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について教育課程企画特別部会において様々な観点からの「論点整理」が計 14 回の審議を経てまとめられている。

そこでは、「21 世紀が知的基盤社会であるという認識は、前回改訂と共通。グローバル化や情報化等の変化が加速度的となる中で、将来の予測がますます難しい時代」となるという基本認識に立ち、「現代的課題」として次の 3 点を挙げている。

- ① 社会的・職業的に自立した人間として、郷土や我が国が育ててきた伝統や文化に立脚した広い視野と深い知識を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、個性や能力を生かしながら、社会の激しい変化の中でも何が重要かを主体的に判断できること。
- ② 他者に対して自分の考え等を根拠とともに明確に説明しながら、対話や議論を通じて多様な相手の考えを理解したり自分の考え方を広げたりし、多様な人々と協働していくことができること。
- ③ 社会の中で自ら問いを立て、解決方法を探索して計画を実行し、問題を解決に導き新たな価値を創造していくとともに新たな問題の発見・解決につなげていくことができること。

さらに、こうした課題を見据え、学習指導要領改訂の視点として、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」に3つの柱を掲げている。

- ① 「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」  
各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。
- ② 「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」  
主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。
- ③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」  
①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。以下のようなものが含まれる。
  - ・ 主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
  - ・ 多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性に関するもの。

「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を、上記①～③の資質・能力を教科横断的・総合的に育成していくとしている。そして、特に強調されているのは、学習のプロセスとカリキュラム・マネジメントである。学習のプロセスには「深い学び」、「対話的な学び」、「主体的な学び」を組織する不断の授業改善と、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標の達成に向け教科横断的・総合的な視点でカリキュラムを組織的に編成していくという2つの切り口が改訂への最も中心的なポイントである。今後のあるべき教育の方向性は、「自立」と「協働」がキーワードであるといっていよい。

情報化とグローバル化、文化・価値の多様化、加えて少子高齢化が進み、常に流動化する状況が続くと予想される中で、乗り越えていかなければならない社会的な課題がいくつもあり、また、宗教・民族対立や紛争、テロの絶えない不安定な社会秩序に加え、依然として核への脅威を拭え切れない国際情勢にあり、平和国家の維持と世界平和はこの地球に生きている全ての人々の願いである。国際化の中で生きていく時代にあつて、戦争のない、平和で差別のない人権尊重の社会づくりへの教育の役割は極めて重いとわなければならない。これから先の世の中をどう描き、どう生きていくのか、全ての人に問われている。先の見えにくい、人類史上、未曾有の試練に立たされているといってもよい。未来を切り拓く、一人ひとりが真に「幸せ」を享受できる「共生



社会」の実現に向けた教育の営みが求められている。

不透明な社会状況を拓き、未来の豊かな社会を創造する、未来に生きる子どもたちに必要な力とは何か。そのことを念頭において本町の教育を推進していく。

## 第3部 本町がめざす教育

### I 基本理念とめざす子ども像

#### 1 基本理念

##### 豊かな人間関係が築く

##### ～生涯にわたって生き生きと輝く教育～

第2期「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育委員会 H26.3）は、基本理念として「兵庫が育むところ豊かで自立した人づくりー学び、育て、支える兵庫の教育ー」とし、「基本方針1」として次の3つの柱立てをしている。これは、兵庫の教育の骨格となる部分であり、本町の教育もこの考え方を基本に進めていく。

##### ○社会的自立に向けたキャリア形成の支援

発達段階に応じ、組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む。その際、子どもたちが、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えるとともに、社会のつながりや社会における自らの役割を考えることができるようにする。

##### ○兵庫型「体験教育」の推進

発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を推進し、自然や社会、芸術文化に触れる体験や、地域とのかかわりを通じた体験、「ふるさと意識」の醸成を図る体験等に取り組む。

##### ○グローバル化に対応した教育の推進

英語をはじめ外国語教育の充実、海外留学の促進等異文化に直接触れる機会の充実を図るとともに郷土の歴史や文化に触れる機会の充実を図るなど、伝統と文化に関する教育を推進する。

「自立」とは、かけがえない個性を持った存在として「自分で立つ」「一人立ち」であるが、社会的な存在として自己の在り方を問うことなしには「孤立」でしかない。他者との関わりの中に存在する自己への覚醒を通して社会的に存在することが自立である。他者とのつながり、新しい世界に出会い、もう一つ先に見える世界を創造していく力を「生きる力」と言い換えてもよい。先の見えない、いわば「正解のない問い」に向かいつつ、他者とともに学び、自らの人生を築いていく、その手探りの学びの過程を組織するのが教育である。従って、「自立」に完結はなく、目の前の問題・課題に対峙し、学び続けることで新しい世界が拓け、次なる問いに挑んでいく。限りない人生的な問いが、誰にも用意されている。こんなふう「生きること」を捉えたい。このとき、いま立っている世界が、隣にいる他者が、どのように自分に関わっているのか、あるいは他者とどう関わり、どう歩いていくのか等々の問題意識を持つことになる。

本町では、第1期教育振興基本計画の基本理念として「生涯にわたって生き生きと輝く教育をめざす」を掲げ取り組んできた。今後の社会状況の変化と子どもたちの未来の扉を叩く教育の基調は、ま

さに「豊かな人間関係づくり」にあることを改めて確認したい。「自立」と「協働」を柱に、地域の中にある学校園として、さらに充実した教育活動の展開を図っていきたい。

子どもは成長する存在であり、未来からくる風を受けて、未来に生き、未来を創る、無限の可能性を湛えた存在である。柔らかでしなやかな心と体で元気に跳ねる存在である。

「ヒトは人によって人になる」他の動物とは異なり、ヒトはたいへん未熟な姿で生まれる。他の動物は生後数分もしないうちに立とうとするがヒトはおよそ1年の歳月が必要になる。ついに人間になることができなかった「オオカミ少女」に象徴されるように、ヒトは「人の間」で長い時間をかけて育てられ、人になる。母親の肌のぬくもりが人との出会いの始まりであり、家庭、学校園・地域の多くの人との関わりを通して人として成長していくのである。活力ある幸せな社会を築く原動力も人づくりにある。

生活様式も生活感覚も社会の変化とともに変わっていく。携帯電話も、ましてやスマホなどという情報機器がほとんどの人の手元にあるなどといったことは、少なくとも20年前には考えられないことであった。社会の変貌とともにある生活文化も、ものの考え方も、長い歴史の変遷と人々の努力の蓄積の上にあることを忘れてはならない。人は、人と自然環境、風土、地域の伝統文化など、有形無形の恩恵を受けて成長する。「この町に生まれてよかった」とふるさとに愛着を持ち、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ子どもに育てたい。

しかしながら、前述のように、教育をめぐる状況は、高度情報化、少子高齢化をはじめとする急激な社会変化の中にあり、先行き不透明で流動化する経済状況もあいまって複雑多様で、子どもたちにとって不安定な状況にある。当然、これらは子どもたちの生活や学習、学校生活に反映され、いじめや不登校、集団生活への不適応、さらに規範意識の低下など、さまざまな教育課題に直面している。また、核家族化が進行し、夫婦共働きがほとんどの家庭環境にあり、育児環境の整備、子育て支援など、地域における「共育」（親も子ども共に育つ）、広くは地域のコミュニティづくり、支え合う関係づくりが最も重要な課題となっている。これらの教育課題、問題の解決に向かい、自立した豊かな人間への成長を育むため学校園、教育委員会がそれぞれの責務を果たし、新温泉町の教育の振興、充実に邁進していかなければならない。

教育の基本的視点として、子どもに立ち現れる問題や課題は、まず私たち大人の側の問題として捉えたい。「子ども自らが育っていくため」の大人の連携が大切である。教育は「人組み」、人と人との心合わせ、力合わせである。家庭教育が教育の素地であり、学校園・家庭・地域の連携、特にその信頼関係の構築なくして教育は成立しない。

まちづくりは人づくりである。人は生涯学び続ける。子どもの健やかな成長を願い、豊かな未来を子どもたちに届けるために教育の営みがある。生涯にわたり、健康で生きがいをもって学び続ける場の充実とその活用は、教育の大切な柱である。言うまでもなく、その学びの基礎は、幼児教育から小・中学校教育にある。そして、教育には必要不可欠に人との関係が介在し、人間関係の豊かさが、豊かな教育を生む。「人間関係の力」は全てに生きて働く力であり、教育の基盤として大切にしていく。

そして、教育の最前線は学校現場である。学校園には、すべての子どもたちが、一人の例外もなく、家庭の問題や社会の歪み、それらすべてを引っさげて登校・登園してくる。それらの全てが見える位

置にあるのが学校園である。さまざまな問題や矛盾が集中するのが学校園だとも言える。子どもたちとの信頼関係を基盤にして、校園長のリーダーシップのもと、教職員が元気で学び合い、高まり合う、チームワークの良い笑顔の職場環境づくりに努めるとともに、「地域の中にあり、地域と共に力を合わせる」学校園づくりに邁進する。

## 2 めざす子ども像

- ふるさとを愛し、人と自然にやさしく未来を切り拓く人
- 夢と志を持ち自ら進んで学び続ける人
- 心も体も健康で豊かな人間関係を築く人

## 3 教育行政・学校園・家庭・地域、その責任と役割

新温泉町の教育のめざす基本理念の実現に向けて、教育行政、学校園はもとより、家庭や地域等は、子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれが責任と役割を自覚し、社会全体で取り組んでいく。

### (1) 教育行政

- 教育行政は、新温泉町の子どもたちの現状と課題を把握し、「学び、育て、支える」教育を実現するため、適切かつ実効性のある施策を遂行する。学校園や教職員等に適切な指導・助言を行い、教職員が子どもたちに寄り添い、自信と誇りを持って教育活動に専念できるよう支援する。
- 教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、各教育委員がその識見を生かし、合議により教育の基本方針や教育内容を審議するとともに、事務局に対する適切なリーダーシップを発揮し、教育行政を推進する。

このため、学校園等の訪問や教職員等との意見交換の充実により、教育現場の課題を把握し、保護者・地域住民等の意向が十分に反映されるよう、教育行政の状況について適切に評価を行う。

### (2) 学校園(教員)等、教育機関

- 学校園は、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む場であり、子どもたちが学習に意欲的に取り組み、培うべき力の基礎を習得し、子ども同士、子どもと教員が互いに厚い信頼関係と深い敬愛の念を深める中で、子どもたちの人格の完成をめざした教育を行う。  
教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責を遂行するとともに、学校園が子どもたちにとって安心して自己表現し、他者と協働して学べる場となるよう努める。また、校園長のリーダーシップのもと、組織の一員として一丸となって職務を遂行する。
- 学校園は、家庭や地域から寄せられる期待を真摯に受け止めるとともに、教育内容・方法のみならず、あらゆる教育環境がより豊かになるよう、家庭や地域をはじめ多様な教育の主体と緊密に連携・協力して教育を行う。
- 公民館、図書館等の社会教育施設は、地域住民に多様な学習の機会と場を提供する地域の学習・文化活動の拠点である。社会教育指導者等は、地域課題や地域住民の学習ニーズを把握するとともに、施設の機能・特性を生かし、社会教育団体などとの連携・協働を進め、地域住民の学

習活動が円滑に行われるよう必要な支援を行い、社会教育の振興に努める。

### (3) 家庭（保護者）

- 家庭（保護者）は、子どもたちの教育について第一義的責任を有し、子どもたちに愛情を注ぎ、家族の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で互いが強い絆で結ばれていることを実感しながら、その中で、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立心を育てる等、心身の調和のとれた発達が促される場である。

家庭での生活は、学校園、地域、ひいては社会へとつながっている。幼児期の「しつけ」としての基本的な生活習慣をはじめ、自立心や他を思いやる心など集団での生活の基本を身に付けさせることは、就学前の準備とともに、就学後の学習習慣の確立や学習内容の定着に大きな役割を果たすものである。子どもたちの各成長段階において、健全な心身の育成、集団や社会に適応する規範意識の醸成、進路選択の支援など、学校園と連携した教育を行う。

### (4) 地域（地域住民）

- 地域は、子どもたちにとって、家庭や学校園と同じく大切な生活の場であり、多様な人間関係や、社会の中での習慣や規範を学び、社会の一員としての自覚を育む場である。地域は、学校園や家庭と相互に連携・協力し、ふるさと新温泉町を担うとともに、日本の未来や国際社会に貢献する人づくりを行う。
- 子どもたちにとっての地域は、愛着を感じ、その一員としての自覚を育み、将来はその地域の発展に尽くしたいという思い入れの生まれる場所、ふるさとである。ふるさとを担う人づくりには、子どもたちが、地域の人々や自然、伝統、文化、歴史に積極的に関わり、ふるさとについての理解を深め、その価値を継承する重要性を認識することが重要である。その上で、地域の課題解決に積極的に貢献する態度や、多様な人々と協働して新たな文化や価値を創造する態度を育むことが必要である。

## 4 指導の重点

基本的生活習慣（人づくりの礎）

### ～ あいさつ ・ そうじ ・ あとしまつ ～

「おはようございます」の一声が笑顔を生み、新しい一日が始まる。「あいさつ」は人間関係の始まりである。「挨拶」にも「挨拶」にも語源に「開く」という意味がある。「自らの心を開く」「人間関係を拓く」のが「挨拶」である。

また、無心に「そうじ」に取り組むことは、清い心と最後まで地道にやりぬく根気強さを育てる。そして、「あとしまつ」は物事を終え、次の新しい取組への準備であり出発である。物事をきちんと最後まで責任を持って成し遂げ、けじめを持ち、規律ある生活態度を育てる。「あいさつ・そうじ・あとしまつ」は生活の礎であり、教育の基本となるものである。

これを子育ての合言葉とし、すべての教育活動を貫く精神に位置づけ、日々の生活に根づかせ実践する。

## Ⅱ 教育の重点課題と施策

### 1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進

子どもたちが、豊かな人生を送るためには、生涯を通して自主的に学ぶ習慣づくりが大切である。そのためには「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」を育むことが重要である。

#### (1) 幼児期の教育

発達の特性に応じた直接的・具体的な遊びを通して幼児同士がつながり、共通の目あてをもって活動することの楽しさを味わう体験を充実し、「生きる力」の基礎を培う。また、遊びを通じた「学び」を適切に把握・評価し、よりよい環境構成と保育・教育の改善を図り、豊かな感性・心情を育み、物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的生活習慣等を身に付けさせる。

園児の発達の過程を見通した創意ある教育課程の実施、評価・改善に努め、教職員の指導方法等に関する研修会、授業参観、公開保育等を充実し、幼小交流を通して円滑な接続を行う。

また、特別な支援が必要な園児の指導については、園内支援委員会における指導・支援方法の検討と共通理解のもと、保護者と連携し、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言を受ける。

幼児期における多様な体験は心身の調和のとれた発達を促すことを重視し、自然の中での遊びや動植物とのふれあい、地域の幼児や児童生徒、高齢者等との交流や地域行事への参加等、人・モノとの関わりに創意ある取組を進める。

発達の特性に応じた様々な遊びを通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせ、体験したこと、感じたこと、考えたことなどを自分なりの言葉や様々な方法で表現したり、話を聞いて楽しんだりするなど、伝え合うことの楽しさを実感する場づくりを大切にし、自尊感情を育み、「自分が好き、友だちが好き、先生が好き、みんなが好き…」～居場所感があり、幼児一人ひとりの良さが光り、響き合う教育・保育活動を展開する。

災害時の適切な行動や安全確保については、日頃からの指導とともに、家庭や地域、関係機関と連携した定期的防災・避難訓練を実施し、徹底を図る。

#### (2) 学習指導

心が通い合い、お互いが認め合い支え合う学級経営を基盤に、児童生徒に確かな学力を身に付けさせる。基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に学習に取り組む実践的態度を育てる。

そのため、特に授業づくりにおいては、児童生徒自らが課題意識を持ち、相互の学び合いを組織し、主体的に問題を解決する指導過程の工夫・改善を進める。児童生徒一人ひとりがしっかりとねらいを持ち、対話や討論など他者と自己への深い問いかけをステップに、より高いものを求める学習集団づくりに努める。

これらの授業改善には、「ことばの力」の育成が重要な基盤となる。「ことば」を媒体として、思考を深め、考えを確かめ、他者とつながる。「ことば」そのものが持つ力を重視し、「話す」「書く」活動を有効に組み入れた学習活動の展開により、主体的に共に高まり合う授業づくりを推進する。

「ことばの力」の育成は、発達段階に応じて重要であり、幼児期における絵本の読み聞かせや「ごっこ遊び」、「ことば遊び」の楽しさを味わわせること、また、小・中学校における生活に根ざした作文（生活文）や詩・創作、意見文の指導など、各教科、学級活動をはじめ全領域を通して発達段階に応じて指導の充実を図る。

- ・「わかる授業」「学ぶ楽しさを実感する授業」の実践。
- ・授業の「入り口」と「出口」の工夫、主体的な学習参加と魅力ある授業実践。
- ・体験的な学習、問題解決的な主体的な学習の展開、言語活動の充実と発展的な場づくりの工夫。
- ・「新学習システム」の活用による少人数・同室複数指導の充実。
- ・「学習タイム」等による学習習慣の定着、基礎・基本の確実な定着。
- ・読み聞かせボランティア等の活用、「朝読書」など読書活動の推進。
- ・教科横断的な学習活動の展開。

### **(3)学級経営**

学校園生活における基本的な集団が学級であり、園児・児童生徒一人ひとりの人格形成の基盤となる場である。学級は心の居場所であり、一人ひとりの良さが生かされ、共に認め合い、学び合い、高まり合う学習集団づくりに努め、学級担任を中心に教職員が連携し、園児・児童生徒の多面的理解のもとに指導の充実を図る。

学級活動をはじめ児童会・生徒会活動、学校行事等を通して、主体的に考え、お互いに協力しながら生活の向上や課題の解決に向け、積極的に動く自主的、実践的な態度を育てる。

### **(4)情報教育**

情報が氾濫する日常において、情報の信頼性、信憑性について考える能力や、情報を主体的に収集、選択、処理し、発信する能力、情報モラル等の情報活用能力を育成するため、各教科等の年間指導計画に基づき指導を充実する。

また、ネット依存やネットトラブル等を防止するため情報共有を図り、フィルタリングの徹底や学校・家庭でのルールづくり等、児童生徒の自主的・主体的な取組を進めるとともに、関係機関と連携した防犯教室等の取組を進める。

社会の ICT 環境の変化に対応し、教員の ICT 活用指導力の向上や情報モラル指導力の向上のため、計画的で実践的な校内研修を実施するとともに、教科指導における ICT 活用や校務の情報化、学校業務改善等、その実践化に努める。

- ・町立教育研修所情報教育部会をはじめとする各種研修の充実。
- ・町学校業務改善推進委員会をはじめ、各校の業務改善の取組の共通化。

## (5)キャリア教育・進路指導

家庭や地域との連携のもと、児童生徒の個性の伸長に努め、社会人として自立していくための人間形成をめざすキャリア教育を充実する。

子どもたち一人ひとりが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む。将来の夢や目標を持ち、その実現に必要な知識や技能を身に付けさせる。進路指導を充実し、自らの意志と責任で主体的に進路を選択し決定できる能力や態度を育成する。

また、子ども議会の開催は、自治意識の啓発、町政・まちづくりへの関心を高め、自治体への帰属意識の高揚に資するとともに、社会の一員としての自覚を促し、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者としての意識を育てることにつながる重要な体験であり、ふるさと意識を育てる取組として今後も継続開催する。

- ・キャリア教育の視点から、社会的自立と職業的自立をめざした進路指導の充実。
- ・発達段階をふまえ、キャリアノート等を活用した継続的な指導。
- ・トライやる・ウィークの充実、地域の関係団体との提携強化。
- ・子ども議会の開催。

## (6)道徳教育

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、豊かな心を持ち、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く基盤としての道徳性を養う。

また、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方について、体験的・実践的な活動を通して学びの深化を図る。

- ・年間全体計画のもと、教育活動全体を通じた道徳性の涵養。
- ・道徳の時間の指導の充実と地域の人材の活用や授業公開など、家庭・地域との連携強化。
- ・兵庫版道徳副読本、「私たちの道徳」の活用。
- ・道徳の教科化に係る研修の充実。

## (7)人権教育

「人権教育基本方針」に基づき、生命の尊厳を基盤に人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。指導にあたっては、人権教育資料を活用し、児童生徒の自尊感情を高め、多様な体験活動を取り込むなど、主体的・実践的な人権学習を進める。

「人権啓発推進条例」制定の町として、人権教育・啓発推進体制を充実し、人権学習会や啓発活動など、関係諸団体との連携を進め、環境づくりを積極的に推進する。

推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ネットによる人権侵害等、人権にかかわる今日的課題の解決に向け、教育の主体性・中立性を堅持しながら、総合的に取り組む。また、男女共同参画のまちづくりなど、「新温



泉町男女共同参画社会プラン」を踏まえた実践を進める。

- ・町人権教育協議会の取組、町人権セミナー等、各種人権学習・啓発事業との提携。
- ・各校の発達段階に応じた人権教育の年間指導計画のすり合わせと共通理解。
- ・人権教育事業「ささゆり」「ひまわり」の展望を持った展開。

## **(8)伝統と文化に関する教育**

国際社会で主体的に生きるため、日本の伝統や文化についての理解を深め、それらを尊重しながら、豊かな文化の創造を図る態度を育てる。そのため、各教科や特別活動等、地域と連携した取組等において、ふるさとの伝統や文化に触れる機会を充実し、国やふるさとを愛する態度を養う。

また、芸術文化に親しみ、感性、豊かな情操、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育む。

- ・教育課程への明確な位置づけと地域の保存会等との密な提携、文化の継承・発展への協力体制の構築。
- ・優れた芸術・文化にふれる機会や地域の伝統文化・芸能を体験する機会の拡充。

## **(9)体育・スポーツ活動**

運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせる。こうした活動を通して、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。

このため、各校における新体力テスト等の計画的な実施により、児童生徒が自身の体力や運動能力の状況の把握のもと、自ら運動に親しむなど、運動習慣の定着を図る。

業間や学校行事等、教育活動全体を通じて体育・スポーツ活動を計画的に行い、運動の楽しさ、心地よさを実感できる機会を充実する。

- ・幼児の発達の特性に応じた様々な遊びを中心にした楽しく体を動かす時間の充実。
- ・新体力テストの計画的実施による自己の体力や運動能力の把握と向上心の高揚。
- ・業間等の活用など、教育活動全体を通じた特色ある取組の展開、充実。

## **(10)食育をはじめとした健康教育・安全教育**

子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う。また、「食」が子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことを認識し、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組む。食物アレルギーへの対応については、家庭・学校・学校給食センターと情報を共有し、マニュアルに沿った適切な対応を進める。

また安全については、発達段階に応じて、自ら身を守り安全を確保する能力を育てるため、交通安全・防犯教室等を実施する。従来からの「子ども110番の家」等、地域・関係機関との連携した取組を推進するとともに、日常生活に潜む危険を予測し、的確な判断・行動ができるよう指導を充実する。

また、通学路の安全確保には関係機関と連携した町交通対策委員会を通して総合的な対策を図る。

- ・「学校における食育実践プログラム」等を活用して、食に関する指導計画の充実、適切な食生活と食習慣の確立等、食育実践の充実。

- ・町学校給食センター等との提携による食育の推進、地産・地消の推進。
- ・町食育推進委員会等による情報交換と実践交流。
- ・町学校給食センターと連携した食物アレルギー対応とともに、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を活用した安全管理体制の徹底。
- ・但馬学校給食研究協議会と連携した研修、緊急時対応の体制づくり。
- ・町連合 PTA、町交通対策委員会との連携による通学路の安全確保。

## (1)特別支援教育

インクルーシブ教育の推進に向け、校園内支援委員会の定期的な開催のもと、合理的配慮の観点を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画（サポートファイル）について全教職員が情報を共有し、連携した指導・支援体制の円滑な運営を図る。校園内の指導・支援体制の充実とともに、特別支援学校のコーディネーター等との連携や関係専門機関とのネットワークを活用し、多様な相談への対応や適切な支援を行う。

校園内の通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある幼児・児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。交流や共同学習のねらいを明確にし、計画的・創造的な取組を充実し、学校教育全体で、社会の一員として主体的に生活を営むことができる力を育成する。

就学、進学にあたり、学校園間で指導計画や指導・支援の手だて等を確実に引き継ぎ、情報を共有し、一貫した指導・支援を行う。

また、人権教育の観点から、共同学習や地域の人々との交流活動を積極的に推進するとともに、特別支援教育の理解・啓発を図る。

- ・特別支援教育コーディネーターを中心にした校園内支援体制の充実。
- ・センター的機能を持つ特別支援学校や専門機関との相談体制の充実とネットワークの構築。
- ・子ども相談室等、悩み相談体制の充実と指導の連携。
- ・スクールアシスタント、特別支援教育指導補助員の適正配置。
- ・就学・進学・就労について、特別支援学校・専門関係機関との連携。
- ・幼・小・中・高等学校、特別支援学校との連携、交流事業等の推進。
- ・保護者、専門関係機関との連携強化、特別支援教育の研修の充実。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教職員による相談体制、カウンセリングマインド研修の充実。
- ・通級指導の充実。
- ・個別の教育支援計画の作成、サポートファイルの活用。

## 2 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進

地域における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちに豊かな人間性や社会性などを育むためには、自然体験や社会体験などの体験活動を充実することが求められる。体験活動を通して子どもたちに困難にくじけずたくましく生きる力を育む教育を推進する。

小学校の「環境体験事業」や「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」等の体験活動を地域の方々の協力を得て、発達の段階を踏まえ実施し、その充実を図る。(兵庫型「体験教育」)

### (1)体験活動

園児・児童生徒の発達の段階に応じた体験活動を実施し、自ら学び、考え、行動する教育を推進する。自然体験活動やボランティア活動等の社会体験活動を通して、自尊感情を育み、個性の伸長を図るとともに、命の大切さや思いやりの心、公共の精神や協調性の涵養など、「心の教育」の充実を図る。こうした取組により、人間としての在り方生き方への自覚を深め、社会の一員として自己を生かす態度を養うなど、社会的自立への基礎を培う。

また、地域の人々とのつながりを深め、地域の文化的行事や伝統行事等への参加、地域に学ぶ学習を通して自らのアイデンティティの確立を促し、ふるさとを愛する心を育てる。併せて、山陰海岸世界ジオパークを地域の宝として、園児・児童生徒のジオパーク体験を充実する。

- ・地域の特性をふまえた人材や施設等の活用。ふるさとの自然や風土を生かした学習素材の活用。

### (2)環境教育

体験活動との関連をふまえ、「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境に関心を持ち理解を深め、自然に対する感性や命を尊ぶ心を育む。各教科等の特質に応じ、環境について総合的に学ぶ指導計画のもと、社会的諸問題への気づきから課題意識を持ち実践へとつながる意欲・態度を育てる。

また、地域の人材や施設の活用により、ふるさとの自然や歴史・風土を学習素材に積極的に取り上げるなど、地域の特性をふまえた環境教育を充実する。

環境問題の複雑化多様化に対応し、環境に関する科学的理解を深め、環境保全等に向けた人間の果たす責任と役割を自覚し、主体的に行動する力を育てる。

- ・環境、資源、水力、火力、原子力等のエネルギー問題やリサイクル等の社会的諸問題への関心を高める学習の拡充。

### (3)防災教育

命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、震災から得た教訓を語り継ぎ、「共生の心」を育み、人間としての在り方生き方を子どもたちに考えさせる「兵庫の防災教育」に取り組む。同時に、東日本大震災からの復興や自然災害についての学習を積極的に進める。また、地域の特性に起因する様々な自然災害に備え、災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し対応

する力を育む。

あわせて、各校園の「危機対応（防災）マニュアル」を不断に見直し、実践的な防災訓練を実施するなど、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校園・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校園防災体制の充実を図る。

- ・「自分の命は自分で守る」等、防災教育の充実、徹底。
- ・東日本大震災からの復興に尽くす人々の取組からの学び。
- ・町の防災体制との連携による不断の学校防災体制・「災害対応マニュアル」の見直し。
- ・「災害対応マニュアル」に沿った地震・火災・津波想定での防災・避難訓練の充実。
- ・「1. 17」及び「3. 11」の震災体験を風化させない取組の継続。

#### **(4)多文化共生、国際化に対応した教育**

国際化の進展を踏まえ、人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現をめざす教育を推進し、外国人児童生徒、帰国児童生徒等の自己実現を支援する教育を充実させる。また、すべての児童生徒に国籍や民族等の「違い」を認め合い、共に生きようとする意欲や態度を育む。さらに、自国の伝統や文化を尊重し、異なる文化や価値観を理解し、共生社会の実現に向け、言語を用いて自らの考えや意見を伝える等、語学力やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際社会に貢献する態度や能力を培う。

- ・在日外国人との交流、共生の心の育成。
- ・NZ海外研修や外国からの受入れ事業など国際交流の促進。

### **3 子どもたちの学びを支える学校園・家庭・地域の連携の強化**

学校園・家庭・地域のそれぞれが、相互に連携・協力し、地域社会全体で一体となって子どもたちの教育に取り組む。地域に開かれた学校園づくりを進め、家庭や地域が学校園の教育活動や運営に参画しやすい仕組みづくりに努め、実践化を図る。

また、幼・小・中学校、さらには地域の高等学校までの連携を強化し、地域の特色ある学校園づくりを推進する。

こうした取組にはPTAや地域ボランティア、NPO等の支援を得ながら、学校園・家庭・地域の連携・協力体制の充実を図る。

#### **(1)家庭と地域の教育力と開かれた学校園づくり**

教育の原点は家庭教育であるとの認識に立ち、子どもたちの成長に親自身も学び育つ親学習の充実を図る。また、学校園・家庭・地域が、それぞれの責任を果たすことができるよう連携を緊密にし、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりに努める。

このため、教育活動その他の学校園運営に関する情報の積極的な提供や、学校園評価による学校園運営の改善、地域と連携した教育活動の展開等により、開かれた学校園づくりを一層推進する。

こうした取組を通して、保護者や地域の人々からの信頼を確保し、連携・協力により、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりに努める。

- ・ 学校園評価、学校評議員会をはじめとする外部評価を生かした地域と協働する特色ある学校園づくり。
- ・ 各学校園による家庭・地域と連携した活動・事業の推進、オープンスクール等の充実。
- ・ 「家庭学習（生活）6つのやくそく」（幼小中連携）の有効な活用による基本的な生活習慣と学習習慣の確立。
- ・ 町青少年育成推進協議会、町子ども会育成連絡協議会等との連携。

## **(2)幼・小・中学校の連携と高等学校支援**

幼・小・中学校のスムーズな接続、校種間の連携を密にし、学びの連続性を踏まえたカリキュラムづくりなど、教育の視点での一貫性を重視した取組を進める。さらに地域の高等学校との連携にも力を入れ、地域に根ざした高等学校づくりへの支援も強化する。

「幼・小・中連携推進委員会」による共通の取組を継続実践する。この中で、2つの「学習規律」を各校園で徹底し、「家庭生活の6つのやくそく」（認定こども園）「家庭学習の6つのやくそく」（小・中学校）の有効な活用により、家庭生活と学習への自立的・主体的な態度を育成する。また、各校の「家庭学習の手引き」の見直しも進め、児童生徒の家庭学習の習慣化や意欲づくりにきめ細やかな対応をする。

- ・ 学習規律
  - ①相手の目を見て姿勢を正して話を聞く。
  - ②名前を呼ばれたら「はい」と返事をする。
- ・ 浜坂高校支援協議会との提携。
- ・ 認定こども園・小・中・高等学校の園児・児童生徒の交流の促進。

## **4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校園づくりの推進**

学校園への信頼の確立には、一人ひとりの教職員の資質能力の向上と、すべての教職員の協働による学校園の組織の強化が不可欠である。

教職員は、子どもたちはもちろん保護者や地域の人々から寄せられる期待や信頼に応えられるよう、教育の専門家としての自覚を高め、常に学び続ける向上心を持って、学習指導や生徒指導をはじめとする実践的指導力の向上に努める。

このため、県教育委員会等の実施するライフステージに応じた研修なども活用しつつ、教職員が意欲を持って研究・実践に取り組むとともに、各学校園においても学校園の課題に応じた研修を計画的に推進するなど、指導力の向上と協働体制の構築に努める。

### **(1)教職員の協働体制**

校園長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの能力・適性を生かした学校園経営に努め、全教職員の学校園運営参画意識を高め、学校園の組織力の向上を図る。「学校業務改善実践事例集」の活用や学校業務改善推進委員会における共通理解を進めるとともに、校務分掌の見直しや会議等の精選、校務の情報化等効率的な学校園運営に努め、教職員が心身ともに健康で、子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く持ち、心の通い合う学校づくりを推進する。

また、一人ひとりの人権意識を高め、ハラスメント等のない、教職員が意欲を持って職務に取り組める、相互の協力・協働の職場環境づくりを進める。

学校評議員制度を活かし、学校園運営状況を説明し、保護者・地域の人々の要望や意見を受け止め改善に努めるなど、家庭・地域と共にある学校園としての充実を図る。

### **(2)教職員としての資質と実践的指導力**

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざして、研究と修養に努める。

初任者研修や経年研修、教員免許更新等、キャリアステージに応じた様々な研修の機会を通して高度な専門的知識・技能を身につけ、園児・児童生徒の実態や学習内容に応じた教材の工夫や、効果的な学習形態等、指導方法の改善を図る。

国、県、町等、様々な段階の研修機会とともに、各校園が主体的にテーマを持った校園内の研修を重視し、校園内授業研究や積極的な公開授業研究会などを通して、学び合う教職員集団として実践的な力量を高める。

### **(3)学校安全と危機管理体制**

校園長のリーダーシップのもと、学校園の危機管理体制を確立し、教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図る。

また、家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で、安心して学校園生活を送れるよう、安全教育推進の組織づくりや指導内容・指導方法の充実に努める。

- ・学校園の施設・遊具等の定期的な安全点検の実施。
- ・家庭・地域、町交通対策委員会と連携した通学路の安全確保。
- ・交通安全・防犯教室の実施、「接遇マニュアル」「不審者対応マニュアル」による研修や訓練の実施。
- ・地域安全マップの作成等を通じた安全に対する意識の高揚、「こども110番の家」の周知と連携。

### **(4)園児・児童生徒理解に基づく生徒指導**

一人ひとりの幼児・児童生徒の内面的理解に基づく指導の大切さを認識し、人間的なふれあいを通して心の絆を深める。また、教育活動全体を通じて規範意識等の社会性を培い、自主性や自律性、主

体性を育む。

とりわけ、重要課題となっているいじめや暴力行為、不登校、児童虐待等については、「新温泉町いじめ防止基本方針」並びに各校の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、「子ども相談室」の有効な活用を図りながら、学校園・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努める。

特に学校園においては、学級担任をはじめとして、子どもたち一人ひとりの心の居場所となる学級を基盤とした、互いに認め合い学び合う学習集団づくりに努めるとともに、保護者とのきめ細やかな相談体制の充実など、「チーム学校」としての組織力を高める。

また、自他の命を大切にすることを育成するため、教育課程全体を通して生きる喜びと命の大切さを実感させる教育の充実に努める。

- ・各校園の生徒指導に係る委員会、チーム会議等の日常的開催、充実。
- ・「兵庫県いじめ防止基本方針」「新温泉町いじめ防止基本方針」等の活用。
- ・校園内の教育相談体制の充実、「子ども相談室」をはじめ、各専門機関等との連携。
- ・カウンセリングマインド研修の充実。

## **5 だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進**

人々の学習ニーズがますます高度化、多様化する中で、生涯にわたり自己実現を図り、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学べるよう、さまざまな学習機会の提供と学習者への支援体制の整備に努める。

このため、社会教育関係者の資質能力の向上に努め、生涯学習に関する積極的な情報提供など学習への支援体制を整備するとともに、読書ボランティアの養成などを支援していく。また、学びの成果を生かす取組を進める。

また、地域に根ざしたスポーツクラブ21などに取り組むなど、町民の健康・体力の増進を図る。

### **(1)社会教育の基盤づくり**

町民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場において多様な学習ができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現に努める。

このため、町民の学習ニーズの適切な把握に努めるとともに、社会教育施設における学習支援の充実、町民の学習活動が円滑に行われるよう条件整備に努める。

- ・公民館をはじめ、生涯学習関連施設の充実と活用。
- ・町青少年育成推進協議会、町防犯協会等との提携による地域活動の推進。

### **(2)学習活動の支援と成果を社会に生かす仕組みの構築**

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、学習ニーズに応じた多様な学習機会を設定する。また、学びの成果を地域の課題解決や学習支援活動に生かせる学びと実践の一体化した生涯学習を推進する。

豊かな人間関係に支えられた地域社会の構築に向け、町民自らが地域課題に主体的に向き合い、その解決に向けて協働できるよう、学校園、地域団体等との幅広いネットワーク化に努め、情報交換や相互協力を進める。

差別や偏見のない、一人ひとりの人権が尊重され、心と心がつながる豊かなまちづくりに向け、人権啓発、人権学習会等の充実に努める。また、障がいのある人の学習機会の充実に努めるため、関係機関や団体との連携を深め、交流活動等の提供や支援に努める。

- ・「第2次 新温泉町人権施策推進計画」に基く人権セミナー等の推進。
- ・文化会館、町人権教育協議会の取組を柱に人権学習の充実、推進。
- ・町立高齢者大学や町文化協会、文化団体等との提携、交流事業の推進。
- ・地区公民館制の拡充による地域コミュニティの形成。
- ・「新温泉町子どもの読書活動推進計画」の活用。

### **(3)生涯にわたるスポーツ活動**

成人が週1回以上スポーツに親しむ機会を持つことをめざし、誰もがそれぞれの年齢や体力、技術、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる体制や環境を整備し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努める。

- ・スポーツ施設の充実、環境整備。
- ・「新温泉町スポーツ推進計画」の活用。
- ・町スポーツ推進委員会との提携による各種スポーツ事業の推進。
- ・B&G事業の活用と提携。

### **(4)文化財の保護・活用**

長い歴史の変遷の中で形成・蓄積され、継承されてきた指定文化財をはじめ地域に根ざした歴史文化遺産の保護を礎に、これら身近な地域の伝統と文化に触れ親しむ機会を充実し、ふるさとへの愛着や誇りを育む取組を推進する。

特に地域の伝統行事への参加・参画を通じた次世代への継承の担い手の育成は重要であり、地域ぐるみの交流や地域の魅力発信による活性化など、未来につながる学びの機会の充実に努める。

また、郷土の優れた先人を顕彰し、その足跡から学ぶ事業の継続発展など、優れた文化に触れる場づくりを推進する。

- ・町文化財保護審議会による文化財保護・調査・啓発事業の推進。
- ・民俗芸能発表会等、文化遺産を活かした発表・交流。
- ・民俗芸能保存団体や文化協会、高齢者大学等による伝統文化の継承、学習会。
- ・宇野雪村、前田純孝、加藤文太郎をはじめとする郷土の先人に学ぶ取組。
- ・加藤文太郎記念図書館、先人記念館「以命亭」、文化体育館「夢ホール」等を活用した催しの充実。



(1) 新温泉町教育振興基本計画策定委員会委員

(任期平成 28 年 10 月 31 日～平成 29 年 3 月 31 日)

選 出 区 分	役職	氏 名	備 考
有識者		西 岡 安 雄	社会教育委員長
	委員長	水 谷 和 尚	校長経験者
認定こども園長代表		井 上 玲 子	浜坂認定こども園長
小学校長代表		田 中 滋 人	浜坂東小学校長
中学校長代表		川 元 聡	夢が丘中学校長
教諭代表		谷 田 真 紀	浜坂中学校教諭
こども園保護者	副委員長	山 地 弘 純	ゆめっこ認定こども園保護者
小学校保護者		福 原 公一郎	浜坂北小学校保護者 (町連 P 会長)
中学保護者		横 田 丈 晴	夢が丘中学校保護者

(2) 新温泉町教育振興基本計画策定までの経過

- ・平成 27 年 12 月 15 日 「新温泉町教育振興基本計画策定委員会設置要綱」を教育委員会に上程、議決
- ・平成 27 年 12 月 「新温泉町教育振興基本計画策定委員」公募(応募なし)
- ・平成 28 年 10 月 31 日 第 1 回「新温泉町教育振興基本計画策定委員会」開催
- ・平成 28 年 12 月 14 日 第 2 回「新温泉町教育振興基本計画策定委員会」開催
- ・平成 29 年 1 月 31 日 第 3 回「新温泉町教育振興基本計画策定委員会」開催
- ・平成 29 年 2 月 9 日～3 月 6 日 計画(案)ホームページ公開、パブリックコメント受付
- ・平成 29 年 3 月 7 日 町議会総務教育常任委員会報告
- ・平成 29 年 3 月 28 日 定例教育委員会に上程「第 2 期新温泉町教育振興基本計画」策定

(3) 教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) 抜粋

(教育振興基本計画)

**第十七条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

**2** 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 新温泉町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本町教育の振興のための施策に関する計画を策定するに当たり、その基本となる事項、主要な課題等について検討するため、新温泉町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新温泉町教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるほか、計画策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 教育について識見を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 公募による者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から計画の策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

### (庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局こども教育課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

### (この告示の失効)

- 2 この告示は、計画を策定した日限り、その効力を失う。

### (招集の特例)

- 3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。